

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第31号

佐用町特定教育・保育施設に対する副食費補助事業実施要綱

佐用町特定教育・保育施設に対する副食費補助事業実施要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 31日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町特定教育・保育施設に対する副食費補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、対象施設に通園する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、対象施設に対して副食の提供に要する費用を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設 町による確認が行われた特定教育・保育施設（町立のものを除く。）をいう。
- (2) 対象児童 次に掲げる要件を全て満たす児童をいう。
  - ア 法第19条第2号に規定する満3歳以上の小学校就学前子どもで市町村による教育・保育給付認定を受けていること。
  - イ 対象施設に通園していること。
- (3) 副食費徴収免除加算 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第28号の2に規定する副食費徴収免除加算をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、対象児童に対して副食を提供する対象施設の長（以下「施設長」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助額は、対象児童ごとにその副食の提供状況に応じ、町が別で定める町立保育園副食費相当額を合算した額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象施設は、前条の規定により交付を受ける額を対象児童の保護者から徴収しないこと。
- (2) 対象施設は、町内に住所を有する対象児童については、施設型給付費における副食費徴収免除加算を町に対し請求しないこと。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする施設長は、副食費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の適否を決定し、その結果を交付決定通知書（様式第2号）により、同

条の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の支出)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、同条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して補助金を交付するものとする。

2 補助金は、原則として毎年9月及び3月に請求のあったものを翌月に支給することとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに町長が別に定める補助金交付決定取消通知書により、当該取消しに係る交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付決定者に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。



交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐用町長

年 月 日付で申込みのあった佐用町特定教育・保育施設に対する副食費補助金については、佐用町特定教育・保育施設に対する副食費補助事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円  
( 年 月 日 ~ 年 月 日 分)
- 2 支払予定日
- 3 振込先口座